前橋まちなかアーツ助成　Q&A

Q.1　これまでの「まちフェス」や「めぶくフェス」との団体助成金との違いは何ですか？

1. これまでの各団体の活動に継続性が生まれるよう、中心市街地等で３年以上の継続的な活動実績のある団体を支援していく制度としています。また、自立的な活動となるよう広報物の制作と事務局への事前提出を求めている点及び対象期間を約１か月としている点も相違点となります。

Q.2　作成する広報物は何を作れば良いですか？また、最低作らなければいけない部数は決まっていますか？

1. 原則、チラシ等を３００部以上とします。WEB広報中心でも可としますが、助成金審査に当たっては広報手法の多様さなども考慮しながら審査をさせて頂くことになります。チラシには、「前橋まちなかアーツ助成」の記載が漏れないようお願いいたします。

Q.3　事業の開始時期が対象期間前からとなってしまいますがその場合でも申請ができますか？

A.　対象期間となる9月30日（月）～10月27日（日）の期間に実施時期が重なっていれば助成対象となります。

Q.4　参加者ミーティング／交流会へは必ず出席をしなければいけませんか。

A.　原則、出席をお願いします。代表者の方が出席できない場合は代理の方の出席をお願いします。

Q.5　事業対象経費と助成対象経費の違いは何ですか。

A.　事業対象経費は、助成金の算定の基礎となる経費です。そのうちの最大4/5までが助成金として交付されることになります。助成対象経費とは、助成金を財源として使用できる経費のことで、構成員の人件費や食糧費などには助成金を財源として使うことができません。

Q.6　対象となるエリアはどこまでですか？

A.　中心市街地を主な対象としていますが、これまで「前橋市芸術文化れんが蔵」や「旧安田銀行担保倉庫」など、中心市街地エリアではない会場での事業も採択されています。中心市街地から離れた会場については、来場者のアクセスについてもご検討ください。

Q.7　採択事業の事業構成員、ゲスト、来場者はアーツ前橋で駐車券の割引処理できますか。

A.　対象となりません。

Q.8　対象とならない経費は何ですか。

A.　助成決定日以前に支出された経費は対象となりません。また、応募要項に記載のとおり、以下の経費については対象外とします。

①対象期間以外に行う事業のみに掛かる経費

②物品等の販売を行う場合の原材料費、仕入れ代等

③構成員の飲食代や日当、謝礼等

④当該事業終了後も使用が可能な備品や機材等で、購入金額が1万円以上のもの。

⑤当該事業の実施にあたって、直接的な関係性がないと判断されたもの。

Q.9　助成可否はどのように通知されますか？

1. ８月上旬までに文書等により通知されます。

Q.10　アーツ前橋のスタジオは使用できますか？

1. 使用できません。